

豊橋総合動植物公園キッチンカー等臨時売店

# 令和6年度 出店者募集要項

豊橋市

総合動植物公園

令和6年12月

## 1 施設の概要

- (1) 名 称 豊橋総合動植物公園
- (2) 所在地 豊橋市大岩町字大穴1-238
- (3) 施設概要 敷地面積 396,000 m<sup>2</sup>、駐車場 1,800 台  
動物園、植物園、遊園地、自然史博物館の4つのエリアで構成される複合施設。
- (4) 年間入園 令和5年度 966,789人(5か年平均96万人)  
令和4年度 1,134,939人\*自然史特別企画展あり
- (5) 開園時間 午前9時から午後4時30分  
(夜間開園等時間を変更することがあります)
- (6) 休 園 日 毎週月曜日(祝日及び振替休日の場合は翌平日)及び12月29日～1月1日。(繁忙期等は臨時開園することがあります)
- (7) 開 設 昭和29年6月7日

## 2 出店場所

別紙図面①～⑦の7区画

## 3 出店の要件

- (1) 申込期限及び出店期間

申込書提出期限	出店期間
令和7年1月4日	令和7年2月～令和7年7月

- (2) 営業日

本園の開園日とします。

ただし、出店者の申し出により市が認めた場合は、この限りではありません。また園内のイベント等により店舗の一時移動・撤去をお願いする場合があります、その場合は園に協力すること。

- (3) 営業時間

本園の開園時間とします。

ただし出店者の申し出により市が認めた場合は、この限りではありません。また、ラストオーダーは、通常開園は閉園時間の15分前、夜間開園は閉園時間の30分前を厳守すること。

(4) 取扱商品等

来園者のニーズを考慮した飲食物。

(5) 備品、機器等

出店に必要な備品、機器等は出店者が用意することとし、運搬、設置等にかかる費用もすべて出店者の負担とします。

(6) 売上げ報告

日毎の売上額を示した月報を翌月15日までに動植物公園中央管理事務所へ提出すること。

(7) 公園使用料

豊橋市都市公園条例の規定に基づき算出された公園使用料（月額220円/m<sup>2</sup>に占用区画面積および出店期間月数を乗じた額）を最低限度額として、出店者より提案をしてください。決定した使用料は売上げ報告があった月の翌月末日までに、市が発行する納入通知書によりお支払い頂きます。

（提案例）①売上げ総額の〇〇%を支払います。ただしその額が最低限度額に満たない場合は最低限度額を保障します。

②月額〇〇円を支払います。

(8) 電気使用料

出店にかかる電気使用料については、電力メーターの計測もしくは使用電気機器の規格消費電力により実費を別途負担頂きます。なお、使用する電気機器については規格消費電力を出店企画書に明記すること。

電気使用料は売上げ報告があった月の翌月末日までに、市が発行する納入通知書によりお支払い頂きます。

(9) 環境への配慮

容器包装等について、脱プラスチックや包装の簡素化など持続可能な社会に向けた取組みを行うよう努力すること。

また、園内で行う環境への取組みに協力をお願いする場合があります。

(10) 廃棄物の回収・処理

①飲食の提供に伴い発生する容器、箸、食べ残し等のごみは出店者が回収し、園内のごみ箱に捨てられないように努めること。

②出店者は来園者が見やすい位置にごみ箱を設置するか、ごみは回収することを掲示すること。また、ごみ箱が溢れないよう管理すること。

③ごみは可燃ごみ、生ごみ、プラスチックごみ等適切に分別して回収すること。また、ごみは適切に管理し飛散しないように徹底すること。

④ごみ（廃油含む）は出店者が園外へ持ち出し適切に処分すること。

#### (11) その他

- ①園内での食器等の洗い作業は禁止とする。
- ②テント等により出店する場合はアンカーやウェット等により風対策を十分取り、台風等の接近により市が危険と判断した場合は一時撤去にも応じること。
- ③緊急時のために休業日でも連絡が取れるようにすること。
- ④各ブース付近に電源を用意するが、区画①②は3KW(1.5KW×2)、区画③④⑤は1.5KW、区画⑥⑦は3KW(1.5KW×2)以内の使用とする。園が認めた場合は自家用発電機等を使用することができるが、その際は出店者により消防への届け出をし、営業時も安全面への配慮を徹底すること。(営業時間中の燃料給油は原則禁止します)
- ⑤出店及び飲食販売等にかかる関係法令(消防法、食品衛生法など)については遵守すること。また、本園での営業に必要となる食品営業許可証等については営業開始日までに写しを提出すること。
- ⑥販売価格については市場価格との著しいかい離が無いよう適正な価格での販売に留意すること。
- ⑦法令違反等出店基準を満たさない場合は、出店を取りやめて頂きます。
- ⑧車両による搬入搬出については、原則開園時間中は禁止とし、経路についても園の指示に従うこと。やむを得ず開園時間中の作業が必要となる場合は必ず園の許可を得ること。
- ⑨設営撤去には安全を確保し、事故等には充分注意すること。
- ⑩出店者は、業務において出店者の責めに帰すべき理由により、市または来園者等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 4 申込資格

下記要件を全て満たす場合に限り、応募できるものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員や、反社会的又は公共の安全や福祉を脅かすおそれのある団体等に属する者でないこと。また、それらの団体等と関わりが無い者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている法人等(更生手続開始の決定を受けている法人等を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている法人等(更生手続開始の決定を受けている法人等を除く)でないこと。

- (4) 国および地方自治体から指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 必要な営業許可を有し、売店事業における 3 年以上の営業経験を持つ者であること。
- (7) 事業開始予定日に滞りなく事業を開始できること。
- (8) その他本募集要項で示す条件等を全て満たすこと。

## 5 申込方法

豊橋総合動植物公園売店出店申込書に所要事項を記入のうえ、必要書類とともに申込書提出期限までに、豊橋総合動植物公園中央管理事務所までご持参ください。受付時間は毎日午前9時00分～午後4時30分です。

なお、郵送による受付はいたしません。

※提出された書類は返却いたしません。

## 6 提出書類

- (1) 豊橋総合動植物公園売店出店申込書（様式第1） 1部
- (2) 住民票謄本、法人の場合は登記事項証明書 1部
- (3) 申込者について国税及び地方税に未納がないことが分かる証明書 各1部  
（※納税証明書については国税、県税、市税それぞれ必要です）
- (4) 豊橋総合動植物公園売店出店企画書（様式第2） 1部  
（指定用紙に書ききれないときは、別紙を添付してください）
- (5) 営業に必要となる許可書（食品営業許可証等）の写し 1部
- (6) 経歴書 1部
  - ・法人の場合 会社経歴書、代表者略歴、役員名簿
  - ・個人の場合 代表者経歴書
- (7) 営業成績などを示す書類の提出を求めています。

※(2)(3)(5)(6)については過去1年以内に本園に提出したことがある場合は、内容に変更がなければ提出を省略することができます。

※必要により上記以外の書類の提出を求めています。

## 7 出店者の選定

出店者は応募書類、出店企画書の内容を精査した上で適当と認めた場合に決定します。同一区画に複数の申し込みがあった場合は、出店企画書の評価及び園全体の飲食メニューのバランス等を考慮して出店者を決定します。

## 8 その他

- (1) 企画書についてヒアリングを行う場合があります。その場合の日時は、後日お知らせします。
- (2) 豊橋総合動植物公園売店出店申込に関する質問については、文書（電子メール、FAX、持参）で豊橋総合動植物公園中央管理事務所まで提出してください。（電子メール又はFAXにて提出した場合は、その旨を必ず動植物公園あてに連絡してください。）  
質問に対する回答は、各者あてFAX又は電子メールで送付し、本園ホームページにおいても公開します。

### 【申込受付及び問合せ先】

〒441-3147 豊橋市大岩町字大穴 1-238

豊橋総合動植物公園 中央管理事務所

T E L : (0532) 41-2186

F A X : (0532) 41-8030

e-mail : doshokubutsu@city.toyohashi.lg.jp